

5 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県税条例の一部を改正する条例

1 県民税

- (1) 県民税として配当割を次のとおり創設することとした。
 - ア 課税対象は、一定の上場株式等の配当等、公募公社債投資信託以外の公募証券投資信託の配当等及び特定投資法人の投資口の配当等（以下「特定配当等」という。）とする。（第38条の11関係）
 - イ 納税義務者は、特定配当等の支払を受ける個人で当該特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有するものとする。（第26条関係）
 - ウ 税率は、100分の5とする。ただし、平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に支払を受けるべき特定配当等に係る税率は、100分の3とする。（第38条の12及び附則第4条関係）
 - エ 徴収は、納税義務者に対して特定配当等の支払をする者等を特別徴収義務者として、特別徴収の方法により行い、翌月の10日までに県に納入するものとする。（第38条の13、第38条の14及び第38条の15関係）
- (2) 県民税として株式等譲渡所得割を次のとおり創設することとした。
 - ア 課税対象は、一定の特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の金額（以下「特定株式等譲渡所得金額」という。）とする。（第38条の16関係）
 - イ 納税義務者は、一定の特定口座における上場株式等の譲渡の対価等の支払を受ける個人で当該譲渡の対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有するものとする。（第26条関係）
 - ウ 税率は、100分の5とする。ただし、平成16年1月1日から平成19年12月31日までの間に生じた特定株式等譲渡所得金額に係る税率は、100分の3とする。（第38条の17及び附則第5条関係）
 - エ 徴収は、一定の特定口座が開設されている証券業者で納税義務者に対して当該特定口座における上場株式等の譲渡の対価等の支払をする者を特別徴収義務者として、特別徴収の方法により行い、年間分一括納付方式により、原則として翌年の1月10日までに県に納入するものとする。（第38条の18、第38条の19及び第38条の20関係）
- (3) その他関係規定の整備を行うこととした。（目次、第3条、第5条及び第23条関係）

2 事業税

- 法 事業税の外形標準課税制度を次のとおり導入することとした。
 - ア 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人（現行の所得課税法人に限るものとし、公益法人等、特別法人、法人でない社団等を除く。）に対し、付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって課する。（第39条関係）
 - イ 課税標準は、次に掲げる事業税の区分に応じ、それぞれ次に定めるものとする。（第40条関係）
 - (ア) 付加価値割 各事業年度の付加価値額
 - (イ) 資本割 各事業年度の資本等の金額
 - (ウ) 所得割 各事業年度の所得及び清算所得
 - ウ 次のとおり税率を定める。（第41条及び附則第17条関係）

付加価値割		100分の0.48
資本割		100分の0.2
所得割	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.8
	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の5.5
	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	100分の7.2

※所得割については例外規定あり

エ アに掲げる法人に課する法人事業税の徴収猶予に関する申請手続を定める。（第45条関係）

オ その他関係規定の整理を行う。（第43条、第47条及び附則第6条の3関係）

3 地方消費税

一定の者が譲渡割の中間申告納付を毎月行うこととなることに伴い、譲渡割の中間申告納付の規定を整理することとした。（第48条の6関係）

4 その他規定の整理を行うこととした。（第63条関係）

5 この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。ただし、1及び6(1)は平成16年1月1日から、4は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成15年法律第101号）の施行の日から施行することとした。

6 経過措置

(1) 県民税

ア 改正後の熊本県税条例（以下「新条例」という。）の規定中特定配当等に